

知的財産庁¹

(英 国)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手数料	附属書 GB. I
特許国際出願の国内処理 (英国)(特許様式NP 1)	附属書 GB. II
調査請求 (特許様式9 A)	附属書 GB. III
実体審査請求 (特許様式10)	附属書 GB. IV
更新手数料 (及び遅延支払の追加手数料) 支払 (特許様式12)	附属書 GB. V
代理人の選任又は変更 (特許様式51)	附属書 GB. VI
氏名若しくは名称又は住所の訂正請求 (特許様式20)	附属書 GB. VII
指定期間の延長請求 (特許様式52)	附属書 GB. VIII
優先権の遅延追加及び宣言 (特許様式3)	附属書 GB. IX
発明者及び特許を受ける権利の申立書 (特許様式7)	附属書 GB. X
特許の回復請求 (特許様式14)	附属書 GB. XI
特許の回復請求 (特許様式16)	附属書 GB. XII

略語のリスト

国内官庁：	知的財産庁 ¹ (英国)
PA：	1977年特許法 (改正)
PR：	2007年特許法規則 (改正)

¹ 知的財産庁は特許庁の運営名称である。

指定（又は選択）官庁 GB	知的財産庁 ¹ （英国） （特許庁の運営名称）	概要 GB
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	GBP 150	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	英語	
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正した場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方 ³ ）・図面中の説明 ⁴ PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面中の説明 ⁴ （それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、PCT第19条に基づく補正及び国際予備審査報告書 ³ の附属書に添付した補正を含む）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	知的財産庁 ¹ （英国）がPCT第20条に基づいて国際事務局から国際出願の写しをまだ受領していないときに、出願人が国内段階の早期開始の明示の請求をした場合のみ写しが求められる。その写しは、国内段階の早期開始を請求したときのみ提出しなければならない。その写しは当初出願された言語以外の条約上の公開語でもよい。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない。ただし国内官庁は、発明を視覚的に表示する方法が他に存在しない場合には、白黒で明確に再現できることを条件として、グレースケールの図面又は写真を認める。	

[次頁に続く]

- 1 知的財産庁は特許庁の運営名称である。
- 2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内、又は国内段階の早期開始のために出願人が早期の明示の請求を行うときに提出若しくは支払をしなければならない。
- 3 補正の翻訳文が適用される期間内（1977年特許法第23条参照）に提出されなかった場合には、その補正は無視される。ただし、出願人が補正又は最初に提出された国際出願のいずれか（両方ではない）の翻訳文を提出していた場合には、国内官庁は適用される期間の満了時に不足する翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 4 出願人がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間よりも早く国内段階に移行する明示の請求をし、かつ、国際出願が国際事務局より国内官庁に通達されていない場合、翻訳文には国際出願の願書の部分及び要約が含まれていなければならない。

GB	知的財産庁 ⁵ (英国) (続き)	GB
国内手数料	通貨：ポンド・スターリング (GBP)	
	国内手数料 ⁶ ……………	GBP 30
	25個を超える各請求の範囲についての 超過請求の範囲手数料 ⁷ ……………	GBP 20
	35頁を超える明細書の各頁についての 超過頁手数料 ⁷ ……………	GBP 10
	調査手数料 ⁸	
	－PCTに従い国際調査機関によって調査が 行われている場合……………	GBP 150 ⁹
	－それ以外の場合……………	GBP 180 ⁹
	実体審査手数料 ¹⁰ ……………	GBP 130 ⁹
国内手数料の免除、減額又は払戻し	調査手数料：国際調査報告が作成されている場合には、支払うべき手数料の減額（上記参照）。国内官庁が認める電子的通信方法を使用して電子様式で調査又は実体審査請求を行う場合には、調査手数料又は審査手数料からGBP 30を減額する ¹¹ 。出願が実体審査に付されておらず、知的財産庁 ⁵ (英国) で調査がなされていない場合には、手数料の全額を払い戻す。	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{12,13} 代理人による代理は要求されないが、英国、マン島、チャンネル諸島又はジブラルタル内の送達用あて名が要求される（送達用あて名の詳細はGB.04参照） ¹⁴	

[次頁に続く]

5 脚注1を参照。

6 脚注2を参照。

7 超過請求の範囲手数料及び超過頁手数料は、調査手数料・実体審査手数料と同時に支払う。これらの手数料は更に、出願手続中に請求の範囲及び頁の数が増加した場合には付与時にも支払う。この場合、国内官庁はForm 34を提出して付与手数料を支払うよう出願人に通知する。

8 優先日から33か月以内に支払わなければならない。国内段階の早期開始についての出願人の明示の請求がある場合、優先日から12か月以内に、又はこれより遅くなる場合は早期開始の条件を満たす日から2か月以内に支払わなければならない。

9 この手数料は、調査・実体審査を電子的に請求した場合にはGBP 30の減額が適用される。

10 優先日から33か月以内に支払わなければならない。

11 国内官庁が認める電子手続方法の詳細については <http://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office> を参照。

12 優先日から33か月以内に提出しなければならない。出願人が国内段階への早期移行の明示の請求をした場合には、優先権主張日から16か月以内又は国内段階移行への条件が満たされた日から2か月以内のいずれか遅い日まで発明者の氏名及び住所を提示しなければならない（すでに願書の中で記載されている場合を除く）。

13 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

14 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

GB

知的財産庁¹⁵
(英国) (続き)

GB

誰が代理人として行為できるか？	英国，マン島若しくは欧州経済領域（E E A）加盟国に住所又は営業所を有する個人，組合若しくは法人。登録された弁理士の名簿は The Registrar, c/o The Chartered Institute of Patent Attorneys, 2nd Floor Halton House, 20-23 Holborn, London EC1N 2JDから入手できる。
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。

15 脚注1を参照。